

## 日本版インフォメーション・ノーティスの制度の骨子案

令和 3 年 1 0 月 2 0 日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

令和 3 年 5 月 1 9 日の第 8 回原子力規制委員会において、規制当局の問題意識を周知する方法として、米国原子力規制委員会（NRC）で運用されている Information Notice に相当する制度の検討について更田委員長より指示があった。

その後、同年 7 月 3 0 日に公表した継続的な安全性向上に関する検討チームの「議論の振り返り」、同年 8 月 1 8 日の第 2 5 回原子力規制委員会において報告した同チームの検討結果において、実行に移していく課題として、日本版インフォメーション・ノーティスの新設を挙げたところ。

今回は、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案を諮るもの。

### 2. 骨子案

#### (1) 目的

○原子力規制委員会の担当部署において規制上関係する被規制者に周知する必要があると判断する事項について、情報を共有できる文書の発出様式を定め、被規制者とのコミュニケーションの円滑化の一助とすること。

#### (2) 発出対象とする情報

○文書の内容は、技術情報検討会及び安全研究から得られる最新知見、原子力規制検査から得られた気づき事項等の一般的な情報に限るものとして、被規制者側に規制上の作為又は不作為を求めるものではないことを明確にして発信する。また、事後に取り消すことがあり得るものとする。

#### (3) 発出者

○文書の発出者は、課長、参事官、安全技術管理官又は安全規制管理官とし、発出する内容について、担当指定職の確認を受けるものとする。

#### (4) 文書体系及び公表

- 記載する項目やその順番などについて、統一した様式を作成する。
- 検索を容易にするため、発信毎での番号付与を行う。同一事案について情報更新した場合には、新規に付番せず、改訂したことを明示する。
- 原子力規制委員会のホームページに発信毎に毎回公表するとともに、リスト(番号、発行日、文章名)を公表する。また、運用実績については、四半期毎の専決処理の報告とともに原子力規制委員会に報告する。
- 発信内容が非公表となる案件については、発信した文書名のみ公表する。
- 発出した文書の取り消しは、上記に準じて行うものとする。

#### (5) 名称

- 文書形式の名称は「原子力規制庁情報共有文書」で良いか。

### 3. 今後のスケジュール

原子力規制委員会での議論を踏まえ、関連規定の整備を進め、令和4年度からの運用開始を目指す。